

経営管理・リスク管理

当金庫は、お客さま・地域から信頼される金融機関となるために、ぎふしんグループ全体で、誠実に行動するためのコンプライアンス（法令等遵守）の実践やリスク管理の高度化を図っています。



経営管理(ガバナンス)の基本的な考え方

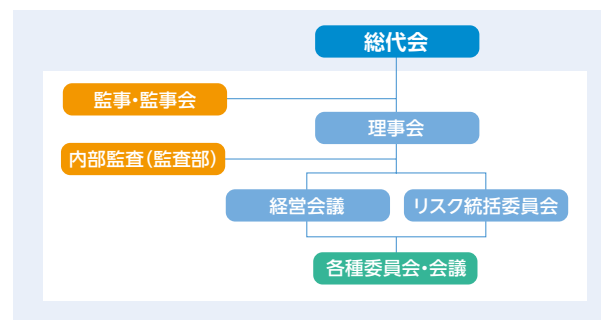
当金庫では、法令等遵守や各種リスクの的確な管理などの内部管理能力を高め、監査機能の発揮により、適切な経営管理(ガバナンス)を実施し、適時適切なディスクロージャーにより経営の透明性を高めていくことが、ステークホルダーである出資者やお客さまの信頼・満足度を向上させるとともに、地域社会への貢献、地域における存在意義の向上につながるものと考えています。

こうした考え方に基づき、当金庫は、協同組織金融機関としてのガバナンスの向上を図るため、「経営理念」「10年後ビジョン」を定め、総代会、理事会、監事会等による経営のチェック機能を活かし、健全かつ効率的な経営および意思決定の迅速化等に努めています。

内部管理態勢の整備

当金庫および子会社の業務の健全性および適切性を確保し、内部管理態勢の充実、強化を図るため、理事および職員ならびに子会社の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制、当金庫および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制をはじめとする11項目の体制整備に係る方針を「内部管理基本方針」として理事会で決議し、内部管理態勢の整備に取り組んでいます。

■ 経営管理体制



リスク管理態勢の充実

国際化の進展や金融技術・情報技術の進歩、お客さまニーズの高度化などに伴い、金融機関が直面しているリスクは多様化・複雑化しており、リスク管理の重要性はますます高まっています。当金庫では、経営の健全性の維持・向上の観点から、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、リスクを統合的に管理するリスク統括部を設置し、様々なリスクに対応したリスク管理方針・規程等を整備して、地域に根ざした金融システムの担い手として健全で収益力の高い経営の実現を目指しています。

統合的リスク管理

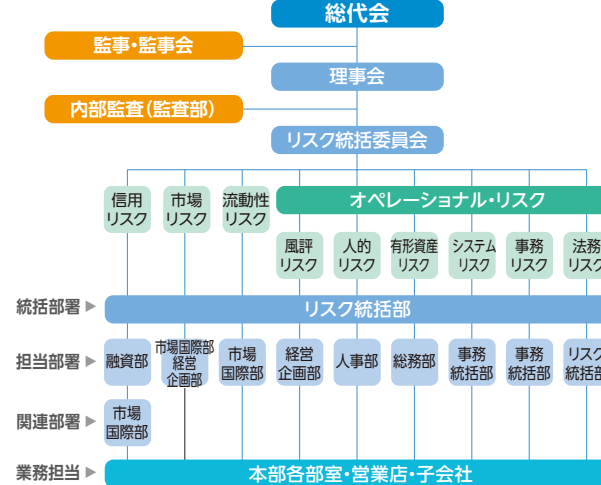
統合的リスク管理とは、直面するリスクに関して、それぞれのリスクカテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、経営体力(自己資本)と比較・対照することによって自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫では、リスク管理の高度化を目指して、各々のリスクを個別に管理するだけでなく、可能な限りVaR(バリュー・アット・リスク)などの統一的手法でリスクを計測しています。また、それらを統合的に把握したうえで、経営体力に見合ったリスク制御により経営の健全性および業務の適切性の確保に努めています。

具体的には、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについて資本配賦を実施し、リスク量を自己資本の一定範囲にコントロールするとともに、バンキング勘定における金利リスク、与信集中リスクおよび信用部門、市場部門のストレス事象についても自己資本対比で評価しています。

また、統合的リスク管理の統括部署としてリスク統括部を設置し、統合的リスク管理の状況や各リスクの状況をリスク統括委員会、理事会へ報告する体制を整備しています。

■ リスク管理体制



コンプライアンス

当金庫では、コンプライアンスを当金庫および当金庫の子会社の経営の最重要課題の一つとして位置付け、諸規程の整備、臨店指導、各種研修などを通じて、職員の指導・教育に取り組み、コンプライアンスマインドの向上に努めています。

2026年度のコンプライアンス・プログラム

重点施策①／「コンダクト・リスク」の役職員の理解と役割に応じた実践

重点施策②／職員一人ひとりの自律的な考動を促す職場環境の実現

コンプライアンス態勢強化への取り組み

当金庫は、企業倫理の確立とコンプライアンス態勢の充実、強化を図るため、法令等遵守方針、法令等遵守規程を定め、強固な運営体制を構築しています。

管理体制面では、リスク統括部をコンプライアンスの統括部署とし、コンプライアンス態勢に係る企画、立案、推進を行っています。

また、本部各部室、営業店、マネーコンサルティングセンターには、コンプライアンス担当者を配置し、所属職員に対するコンプライアンスに係る啓蒙・指導・検証を行っています。

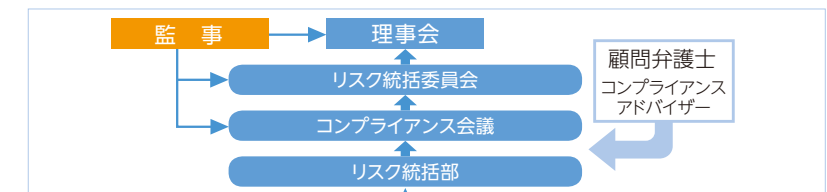
運営面では、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画書として、年度ごとに策定しているコンプライアンス・プログラムに沿って、規程等の整備、コンプライアンスに係る職員への研修・啓蒙活動を行い、役職員の意識向上および法令等遵守態勢の構築に向け取り組んでいます。

■ 法令等遵守方針

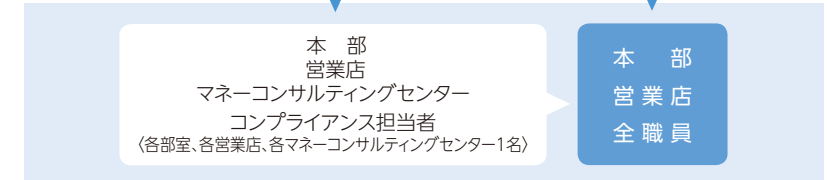
1. 法令等遵守態勢の整備
2. 行動綱領、規程等の整備
3. 法令等遵守を実践する企業風土の醸成
4. 法令等遵守に関するモニタリング
5. コンプライアンス運用状況の報告体制
6. 反社会的勢力への対応

■ コンプライアンス体制

組織的な体制 ▼



日常の運営体制 ▼



コンダクト・リスクへの取り組み

当金庫は、地域金融機関として、昨今のお客さまや地域社会からの期待が刻々と変化する環境の中で、必ずしも明文化されていない社会規範等から逸脱することで生じるリスク(コンダクト・リスク)を適切に管理し、健全な企業文化を醸成していくことが重要であると考えています。

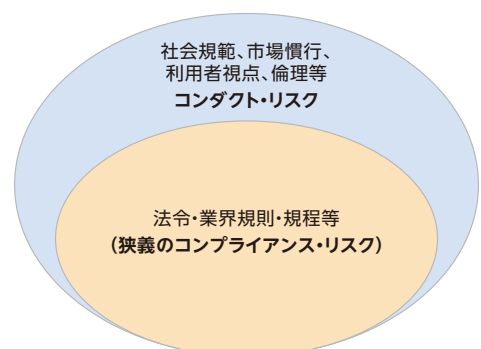
コンプライアンスの遵守はもとより、お客さまや地域社会からの期待に応えられるよう、当金庫におけるコンダクト・リスクを定義し、適切なコンダクト・リスク管理に取り組んでいます。

当金庫の役職員の一人ひとりが、経営理念の実現に向けて高い倫理観を持って業務に取り組むとともに、単なる法令等遵守に留まらない、社会規範やお客さまの視点を踏まえた正しい判断・行動を自律的に実践することで、健全な企業文化を醸成し、地域社会の発展に貢献していきます。

岐阜信用金庫におけるコンダクト・リスク ▼

当金庫の経営理念の実現を阻害する行為、お客さまや地域社会からの期待に反する行為(社会規範に悖る行為、お客さま目線の欠如した行為など)により、お客さまや地域社会からの信頼を損ね、当金庫の企業価値を毀損させるリスク。

○ + ○ = (広義の)コンプライアンス・リスク



マネー・ローンダリング等への対応

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策方針

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫および当金庫グループ会社は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の統括部署を定め、関係部署および営業店等と連携を図り、組織横断的にマネロン・テロ資金供与対策に取り組みます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会等を受け、疑わしい取引を検知したときは、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁および資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合は、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

お客さまからのご相談・苦情・紛争等の対応

1. 当金庫は、お客さまからのご相談・苦情を営業店またはお客さま相談所で受付けています。

岐阜信用金庫 お客さま相談所

●ご相談・苦情

電話/058-265-1151 当金庫ホームページ/「お客さまの声」

●個人情報に関するお問合せ

電話/058-265-1151 当金庫ホームページ/「お客さまの声」

●金融円滑化ホットライン

電話/0120-668-033(直通)

【受付】月～金(祝日、12/31～1/3を除く) 9時～17時

〒500-8562 岐阜市神田町5丁目1番地1

※お客さまの個人情報は、ご相談・苦情の解決を図るため、またお客さまとお取引を適切かつ円滑に行うためにのみ利用します。

2. お客さまからご相談・苦情のお申し出があった場合、常に公正不偏な態度を保ち、お客さまから事情を十分伺ったうえ、お客さまの正当な権利を損なうことのないよう注意し、適切かつ迅速な処理および解決に努めます。

3. ご相談・苦情のお申し出については、記録保存し、対応結果に基づき改善措置を徹底のうえ、研修等を行うなど再発防止や未然防止に努めます。

4. 当金庫の間でのご相談・苦情が長期間にわたって解決されないため、公平・中立な外部機関での紛争解決をご希望されるお客さまには、金融ADR制度に則って、[全国しんきん相談所](#) (9時～17時、電話:03-3517-5825)を通じて「[東京弁護士会](#) (電話:03-3581-0031)」 「[第一東京弁護士会](#) (電話:03-3595-8588)」 「[第二東京弁護士会](#) (電話:03-3581-2249)」 (東京三弁護士会)を紹介しします。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、地元弁護士会に紛争を移管し解決する方法(移管調停)もあります。

くわしくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは[全国しんきん相談所](#)にお問合わせください。

また、証券業務に関する外部機関での苦情受付・紛争解決をご希望される方には、[ADR FINMAC \(証券・金融商品あっせん相談センター\)](#)、電話:0120-64-5005)を紹介しします。